

手続・制度

国民健康保険の手続き

国民健康保険に加入またはやめるときなどは、14日以内に届け出が必要になります（左表をご覧ください）。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑
	子どもが生まれたとき	
	職場の健康保険をやめたとき または被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険資格を喪失したことが分かる証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	国保の保険証、印鑑
	死亡したとき	
	職場の健康保険に加入したとき または被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の保険証または健康保険に加入した証明書、印鑑
	生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	町内で住所が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	世帯主が変わったとき	
	氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり他の世帯と一緒に なったりしたとき	
	就学のために他の市区町村へ転出する とき	国保の保険証、在学証明書または学生証、印鑑
	保険証をなくしたり汚損したとき	身分を証明するもの、汚損した国保の保険証、印鑑

届け出が遅れると、保険証がないため、医療機関での支払いを全額自己負担しなければならなくなったり、国民健康保険と他の健康保険の保険料が二重払いになってしまうことがありますので、速やかに手続きをしてください。

■届出先・問合せ 住民課 戸籍保険グループ  
☎ 76・2130

# 庁舎建設通信 No. 7

～平成33年春の完成に向けて～

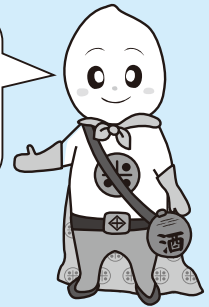
平成29年度が始まりました。5月には基本設計業務を行う設計業者が決まり、新庁舎建設に向けた作業がいよいよ本格化します。

役場内検討組織の役場庁舎建設検討委員会も新しい体制で再スタートします。さらに今年度からは、新庁舎の機能を①サービス ②執務環境 ③施設管理 ④消防支署に分類し、それぞれの機能ごとに具体的な内容を検討する4つの検討部会を設置します。

基本構想に掲げた「笑顔あふれる未来のまちへ みんなで創る100年庁舎」という基本理念を実現するため、職員一丸となって取り組んでいきます。

また、窓口やホールなど、皆さんがよく利用するスペースにつきましては、できるだけ皆さんのご意見を取り入れられるように、町民ワークショップなどを検討していきます。

役場庁舎の建替えについて、その進み具合や考え方をお知らせするんだマイ



新庁舎の建設についてのお問い合わせやご意見はこちらまでお寄せください。

■担当：庁舎建設推進事務局 ☎76-2131

E-mail chosha@town.shintotsukawa.lg.jp